

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 21 日

各都道府県

子育てのための施設等利用給付交付金ご担当者 様

内閣府子ども・子育て本部参事官
(子ども・子育て支援担当) 付給付担当

令和 4 年度以降の子育てのための施設等利用給付交付金
の返還手続に係る納入期限について

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

この度、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）が取りまとめられたことを踏まえ、令和 4 年度以降の子育てのための施設等利用給付交付金の額の確定による返還手続において、納入期限を債権発生通知書の発出から 30 日を経過した日以後に設定することとします。なお、各年度の納入期限については、別途、お知らせします。

各都道府県におかれましては、内容について十分ご了知の上、管内市区町村に周知いただくとともに、歳入徴収官による納入告知書の発行を遅滞なく行うなど、管内市区町村における処理期間が十分に確保されるようご留意願います。

(参考)

○令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）（抄）

（2）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭 30 法 179）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

子育てのための施設等利用給付交付金（子ども・子育て支援法 68 条 2 項）の返還手続については、市町村（特別区を含む。）の円滑な事務に資するよう、令和 4 年度の返還手続から、納入期限を債権発生通知書の発出から 30 日を経過した日以後に設定することとし、その旨を地方公共団体に令和 4 年中に周知する。

【担当】内閣府子ども・子育て本部(給付担当)
TEL: 03-5253-2111(代表)内線 38351、38368